

(平成25年3月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係

1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 9 月 20 日から 43 年 4 月 20 日まで
② 昭和 43 年 4 月 20 日から 44 年 9 月 30 日まで

私は、申立期間①より前のA社の厚生年金保険被保険者期間（以下「被保険者期間」という。）については、脱退手当金を受給した記憶があるが、オンライン記録では、当該期間とB社の被保険者期間である申立期間①を合算して脱退手当金が支給された記録となっていることに納得できない。

また、B社での資格喪失日が昭和 43 年 4 月 20 日となっているが、44 年 9 月 29 日に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間②について被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①より前に勤務していたA社の被保険者期間については、同社を退職した後に脱退手当金を受給したが、申立期間①に係る脱退手当金については受給していないと主張している。

しかし、オンライン記録上、申立期間①より前には脱退手当金の支給記録は確認できないこと、申立期間①の被保険者期間については、申立人が脱退手当金の受給を認めている被保険者期間と同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されていること、及び申立人の脱退手当金は、A社での被保険者期間と申立期間①を合算した期間を計算の基礎として脱退手当金が支給されており、その支給額に計算上の誤りも無いことなどから、申立人が受給を認めている期間のみを計算の基礎として脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人は、申立期間①についても脱退手当金を

受給したと考えるのが自然である。

また、申立人の申立期間①に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されており、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても、申立期間①に係る脱退手当金については受給した記憶が無いという主張のほかに、当該期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、B社を昭和44年9月29日に退職したとしているが、同社は既に解散している上、当時の事業主は死亡しており、事務担当者の連絡先も明らかでないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が氏名を覚えている元同僚に照会しても「申立人がB社を退職した時期について覚えていない。」と回答しており、申立期間②に係る事実を裏付ける供述を得ることができない。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人のB社における離職日は昭和43年4月20日であることが確認でき、厚生年金保険の資格喪失日とおおむね一致している。

このほか、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。